

令和7年度 就学援助のお知らせ



「就学援助」は、東大阪市立小・中・義務教育学校に通うための費用の一部を支援する制度です。

援助の内容

学用品費等



教材費・文房具など

給食費



校外活動費 修学旅行費



特定の疾病の治療費



むし歯・慢性副鼻腔炎・
中耳炎など

受付期間 ※下記期間を過ぎても随時受付していますが、支給額が変わります。期日までに申請を。

令和7年4月1日（火）～令和7年4月30日（水）まで

提出方法

- 希望者は**電子申請**してください。下記の web サイトからご利用ください。
- 紙で提出する場合は、学校か学事課へ提出をお願いします。
- 複数のお子さまが東大阪市立の学校に在学している場合、世帯で**1枚**の申請で構いません。



電子申請がべんりやて

対象者

(1) 令和6年中の世帯全員の所得合計額が認定基準額未満の方（未申告の方は必ず申告してください）

世帯人員	2人	3人	4人	5人	6人	7人
認定基準額	224万円	257万円	290万円	323万円	356万円	389万円
備考	※8人以上の場合は1人増えるごとに33万円を所得合計額に加えた額					

※世帯とは居住や生計を共にしている人です。別居の税法上の扶養親族があるときは、その方も世帯員に含めることができます。

(2) 認定基準額以上の所得があるときでも次の事項にあたる世帯は認定される場合があります。

○障害児（者）のいる世帯 ⇒ 障害者手帳の写しを添付してください

※特別障害者の方は一人につき53万円、障害者の方は一人につき26万円を認定基準額に加算。

○主たる生計維持者が失業した ⇒ 雇用保険受給資格者証の写しを添付してください

○令和7年1月以降に離婚した ⇒ 離婚届受理証明書と世帯全員の保険証の写しを添付してください

上記以外でも、認定される場合がありますので web サイトもしくは学事課までお問い合わせください。

※詳細は、web サイトでご確認ください。
電子申請もこちらからご利用できます。



くわしくは web
サイトをみてね



【問い合わせ先】

東大阪市教育委員会 学校教育部 学事課
〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号
TEL:06-4309-3272
FAX:06-4309-3838

所得の確認方法

所得額は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄、確定申告書の「所得金額等合計」欄を参考にしてください。

令和 6 年分 給与所得の源泉徴収票											
支払 を受ける 者	住所 又は 居所	(受給者番号) (個人番号)									
		(税番号)									
		氏名 (フリガナ)									
		氏名									
種 別		支 払 金 額		給与所得控除後の金額		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額			
		内	千	円	千	円	千	円	内	千	円
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数	
有 復有		千 円		特 定 老 人 その他		人 従人 内 人 従人		特 別 その他		人 人 人	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額					
内 千 円		千 円		千 円		千 円					
～ 以下 省 略 ～											

この金額を参照してください。
(給与所得控除後の金額)

※所得とは、総所得金額、山林所得金額、退職所得金額、その他分離課税に係る所得金額の合計額のことを指します。

ただし、純損失や雑損失の繰越控除、その他分離課税に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合は、その適用前の金額となります。

援助される費目及び金額

(令和6年度実績:4月認定の場合の年間支給額)

	学用品費等		学校給食費	臨海・林間学舎費	修学旅行費	医療費
小学校・義務教育学校前期課程	1 年	13,230 円	無償化のため支給はありません	3,690 円 を限度とした援助対象範囲内の実費	援助対象範囲内の実費	下記の疾病の治療に要する費用 (医療機関に直接支払います)
	2年～6年	15,500 円				
中学校・義務教育学校後期課程	1年・7年	25,040 円		6,210 円 を限度とした援助対象範囲内の実費	援助対象範囲内の実費	
	2年～3年 8年～9年	27,310 円				
入学準備費:小学校・義務教育学校入学予定者:57,060 円 中学校入学(義務教育学校 7 年含む) 予定者:63,000 円						

※ 令和7年度の入学準備費は令和8年4月入学(義務教育学校7年を含む)予定のお子さまが対象となります。

※ 生活保護受給世帯の支給対象は修学旅行費と医療費(医療券発行)のみです。

【医療費の対象となる疾病】(学校保健安全法で定める下記の疾病で入院治療を除く)

むし歯 慢性副鼻腔炎(※急性副鼻腔炎・アレルギー性副鼻腔炎は対象外) 中耳炎 アデノイド

膿痂疹(とびひ) 結膜炎(※アレルギー性は対象外) はくせん かいせん トラコーマ 寄生虫病

※ 学校健診等により治療を指示された場合は、受診する前に学校で「医療券」を発行してもらい、医療機関に健康保険証とともに提出してください。

結果の通知

・4月中に申請された方 … 7月中旬に申請者へ通知

・5月以降に申請された方 … 8月末以降申請者へ通知

※所得不明の場合や、書類不備等のため審査できなかった方については決定が遅くなります。

支給時期

7月に認定された方は7月末頃に支給する予定です。8月以降に認定された方は10月末以降に支給する予定です。支給する額は、認定月から年度末までの1年分の額です。(年度途中で市外転校・転出等の異動があった場合は、それ以降の就学援助費は返納していただきます。)

臨海・林間学舎費、修学旅行費については参加者へ実施後に支給します。入学準備費は別途、3月上旬に支給予定です。